

盛岡市野球場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、盛岡市野球場条例（平成16年条例第51号。以下「条例」という。）の規定に基づき、及び条例を施行するため必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第2条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は、盛岡市野球場使用許可申請書を市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する野球場にあっては、指定管理者。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の申請は、野球場を使用しようとする日の属する月の初日の2月前から使用しようとする日の前日までにしなければならない。ただし、市長が野球場の管理運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(使用の許可等)

第3条 条例第5条第1項の許可は、盛岡市野球場使用許可書の交付をもってする。

2 前項の許可書の交付を受けた者は、野球場を使用しようとするときは、当該許可書を所定の場所で職員に提示しなければならない。

(減免の申請)

第4条 条例第10条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、盛岡市野球場使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、同条第1号に規定する障害者で次に掲げる手帳の交付を受けているもの（その者の保護者が交付を受けているときは、本人）又は同号に規定する障害者であることを証する書面を有するもの（以下「手帳被交付者等」という。）及び当該手帳被交付者等の介護を行う者が個人で使用する場合の当該申請書の提出については、当該手帳被交付者等にあつては当該手帳又は書面の、当該手帳被交付者等の介護を行う者にあつては当該介護を行う手帳被交付者等に係る当該手帳又は書面の提示をもってこれに代えることができる。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項の戦傷病者手帳

(4) 知的障害者療育手帳交付規則（昭和49年岩手県規則第57号）第2条の療育手帳

(指定管理者の指定の手続)

第5条 条例第14条第1項の規定による申請をしようとするものは、盛岡市野球場指定管理者指定申請書に野球場の管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し

なければならない。

2 条例第14条第2項の規定による通知は、指定管理者として指定する場合にあっては盛岡市野球場指定管理者指定通知書により、指定管理者として指定しない場合にあっては盛岡市野球場指定管理者不指定通知書により行うものとする。

(指定通知書等の掲示)

第6条 指定管理者は、前条第2項の盛岡市野球場指定管理者指定通知書又は指定管理者の指定を受けている旨及び条例第9条第2項の規定により定めた利用料金を野球場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(条例第16条第1項の市長が定める事項)

第7条 条例第16条第1項の市長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の代表者及び野球場の長
- (2) 指定管理者の指定に際し、当該指定管理者の必要な要件として市長が指定した事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者の指定に係る協定に定められた事項

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。